

## 陶町明日に向かって街づくり推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、陶町明日に向かって街づくり推進協議会(以下協議会という)と称し、事務局を陶コミュニティーセンター内におく。

(目的)

第2条 この会は、陶町に居住する人々が手と手をつなぎ、住民相互の信頼の上に展開される明るい街づくりを目指すためコミュニティ活動の推進を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 この会は、陶町連合区会をはじめ各種団体、関係企業及び関係機関の代表者、ならびに協議会において推薦された者をもって組織する。

(事業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 住みよい地域社会づくりのための施設整備計画の策定と事業の推進
- (2) 心と心のふれあいを高めるコミュニティ活動の展開
- (3) 各部会に属する事業の推進
- (4) その他、この会の目的達成に必要な事項

(役員及び部会員)

第5条 この会に、次の役員及び部会員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 幹事 若干名
- (4) 事務局 5名(局長、庶務、会計各1名)
- (5) 監事 2名
- (6) 部会長 5名
- (7) 副部会長 各部会3名以内
- (8) 部会委員 若干名

(顧問)

第6条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員任期)

第7条 この会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし各種団体の役員として役員又は部会委員に選出された者にあつては団体役員の任期内とする。

2 補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了したときにおいても後任者が就任するまでの間、引続きその職務を行うものとする。

(役員を選出)

第8条 この会の役員を選出は、次のとおりとする。

(1) 会長、副会長、幹事、部会長及び監事は、総会において選出する。

(2) 事務局長、庶務及び会計は、会長が指名する。

(3) 副部会長は、部会長が指名する。

(4) 部会員は、部会長の推薦により役員会において承認する。

(役員職務)

第9条 この会の役員職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。

(3) 幹事は、協議会の運営に参画し、協力する。

(4) 事務局は、その庶務経理を処理する。

(5) 監事は、この会の会計を監査する。

(6) 部会長は、専門部会を代表し、部会を統轄する。

(7) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときはその職務を代理する。

(会議)

第10条 この会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 専門部会

(4) 執行部会

2 会議は、半数以上の出席者をもって成立し、会議の議事はその過半数をもって決める。ただし可否同数のときは議長(部会長)がこれを決する。

3 会議の出席は委任状をもってこれに代えることができる。

(会議の構成)

第11条 前条の会議の構成は、次のとおりとする。

- (1) 総会は、第3条に規定する者により構成する。
- (2) 役員会は、第5条の第1号から第4号まで及び第6号に規定する者により構成する。
- (3) 執行部会は、第5条の第1号から第2号まで及び第6号から第7号までに規定する者並びに会長が指名する相談役若干名により構成する。

(総会)

第12条 総会は、年1回開催し、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 予算及び決算
- (4) 役員を選任
- (5) その他、会の運営に必要な事項

2 臨時総会は、必要に応じ招集することができる。

(役員会)

第13条 役員会は、必要に応じ各種団体との調整を図り、事業計画の実施、予算を調整する。

(専門部会)

第14条 専門部会は、次のとおりとし、役員会で決定した事項などについて専門的な研究、実施を図る。

- (1) 企画広報部会
- (2) 文化教育部会
- (3) 生活環境部会
- (4) 陶与左衛門部会
- (5) セーフティーネット部会

(執行部会)

第15条 執行部会は、役員会への議題の事前協議及び、部会間の調整を図る。

(経費)

第16条 この会の経費は、拠出金、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の改廃)

第18条

この会の規約の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、昭和63年11月24日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成18年6月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年6月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月26日から施行する。